

医療法人敬  
葵の森 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人敬が開設する葵の森デイケアセンター（以下「本事業所」という。）

において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下通所リハビリテーション等という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション等は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 指定通所リハビリテーション等の提供に当っては、通所リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 本事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 本事業所では、明るく家庭的な雰囲気有し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するものとする。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 6 利用者の個人情報については、本事業所設置法人の個人情報保護に関する規定に基づき保護されるものとする。
- 7 通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション等計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 8 本事業所は、通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供する。特に、認知症のある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるよう努める。

9 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第 4 条 本事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 葵の森 デイケアセンター
- (2) 開設年月日 平成 19 年 6 月 1 日
- (3) 所在地 熊本県熊本市西区松尾町近津 1 4 8 0 番地
- (4) 電話番号 電話番号 096-311-4004 FAX 番号 096-329-8700
- (5) 管理者名 北野 伸
- (6) 介護保険指定番号 ( 4350180313 号)

（従業者の職種、員数）

第 5 条 勤務する職員の員数及び職種は次のとおりとする。尚、この職員は介護老人保健施設職員を兼務する場合がある。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 管理者         | 1 名   |
| (2) 医師          | 1 名以上 |
| (3) 介護職員又は看護職員  | 2 名以上 |
| (4) 機能回復訓練指導員   | 1 名以上 |
| (5) 管理栄養士または栄養士 | 1 名以上 |
| (6) 事務員         | 2 名以上 |

（従業者の職務内容）

第 6 条 前条に定める本事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーション等に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の診療及び健康管理、又、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常生活や環境の的確な把握による適切な指導を行う。
- (3) 介護職員(又は看護職員)は、利用者の通所リハビリテーション等の計画に基づく介護(看護)を行う。
- (4) 機能回復訓練指導員は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理・食事相談を行う。
- (6) 事務員は事業所の事務を行う。

（勤務体制の確保）

第 7 条 利用者に対し、適切な通所リハビリテーション等を提供できるよう、通所リハビリテーション等ごとに職員の勤務の体制を定めておくものとする。

（営業時間）

第 8 条 事業所における営業日、営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分までとする。

(利用定員)

第9条 本事業所の通所リハビリテーション等の実施単位は、1日1単位とする。

- 2 本事業所の利用定員は、1単位25名とする。
- 3 本事業所は、上記の利用定員を超えて通所リハビリテーション等の提供を行わない。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第10条 医師及び機能回復訓練指導員、看護師は、診療又は運動機能検査、作業療法検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション等の計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等を説明する。

- 2 通所リハビリテーション等の計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に従って作成する。
- 3 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション等の計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(事業の内容)

第11条 通所リハビリテーション等は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、機能回復訓練指導員等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション等の計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション等の計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション等の計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション等の計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 生活指導を行う。
- 6 レクリエーションを行う。
- 7 健康チェックを行う。

(利用料)

第12条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の1割とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所リハビリテーション等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。

- 2 本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。ただし、(5)に記載の実費とは、それぞれ作業を実施又は購入した業者からの請求実額とする。
  - (1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えたところから片道1kmあたり20円とする。
  - (2) 通所リハビリテーション等に通常要する時間を超える通所リハビリテーション等であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リハビリテーション等に係る居宅介護サービス費用又は居宅支援サービス費用基準

額を超える費用。 1時間あたり・・・50円

(3) 食事の提供・・・昼食 650円 夕食 550円

(4) 特別な食事・・・行事食追加 400円

(5) おむつ・尿とりパットを含む入所者の希望による日常生活にかかる身の回り用品代及び理美容代・・・実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第13条 通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 居宅介護支援事業者（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合で必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

（居宅介護支援事業者との連絡調整）

第14条 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携を図り、必要に応じて連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

2 通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、主治の医師及び居宅介護支援事業者に情報を提供し、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

3 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第15条 指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行第64条又は第83条の9各号のいずれにも該当しないときには、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、指定通所リハビリテーション等の提供を法定代理受領サービスとして受けられる旨を説明すること、居宅介護支援事業者等に関する情報を提供すること、その他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（居宅サービス等に沿ったサービスの提供）

第16条 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿って指定通所リハビリテーション等の提供を行う。

2 利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡その他必要な援助を行う。

（サービス提供の記録）

第17条 指定通所リハビリテーション等を提供した際には、当該指定通所リハビリテーション等の提供日、内容、その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第18条 本事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画等を作成し、利用者に交付する。

2 前項の通所リハビリテーション計画等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成する。また、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し同意を得る。

3 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 利用者が正当な理由なく指定通所リハビリテーション等の利用に関する指示に従わずに要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、あるいは偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に対して通知する。

(秘密保持)

第20条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持するものとする。

2 本事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を従業者に徹底する措置をとる。

3 サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いる場合は、当該利用者及び家族等の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(提供拒否の禁止)

第21条 正当な理由なく通所リハビリテーション等の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第22条 本事業所の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所リハビリテーション等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域を熊本市のうちJR鹿児島本線以西の地域とおりとす。

(身体拘束等)

第24条 本事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、本事業所設置法人の身体拘束廃止マニュアルにより実施する。

(虐待の防止等)

第25条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(心身状況の把握)

第26条 指定通所リハビリテーション等サービスの提供に当っては、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第27条 指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第28条 指定通所リハビリテーション等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第29条 通所リハビリテーション等の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙………管理者の許可なく飲酒してはならない。喫煙は、所定の場所（喫煙室）で行うこと。
- ・火気の取扱い………管理者の許可なく施設内で火気を使用してはならない。又、使用の際には十分注意する。
- ・送迎サービスを利用する際は、所定の場所以外での乗降及び利用日以外の利用はできないものとし、走行中の乗車マナーを守ること。
- ・サービス利用日に欠席する場合は、事前に本事業所に連絡すること。
- ・決められた以外の物品の持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘布教、政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。

(非常災害対策)

第30条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとする。

- 2 防火管理者は、本事業所の設置法人の執行副理事長を持ってあて、火元責任者には本事業所の各設備の担当者をもってあてる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行うものとする。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努めるものとする。
- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - 防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）・・・年2回「昼」
  - 利用者を含めた総合訓練・・・年2回
  - 非常災害用の設備の使用方法の徹底
- 7 本事業所は、6に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 7 その他必要な事項は防災対策規程に定める。

（業務継続計画の策定等）

- 第31条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第32条 本事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、本事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（緊急時等における対応方法）

- 第33条 本事業所の従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供中に利用者の体調に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 前項の事故が利用者に対し賠償すべきものである場合、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所が十分な注意を払っていた場合はこの限りではない。

（職員の服務規律）

- 第34条 職員は、介護保険関係法令及び諸規程を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇

すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 35 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 本事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 36 条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第 37 条 職員は、本事業所が行う年 1 回の健康診断を受診する。

(衛生管理)

第 38 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

第 39 条 利用者に対する通所リハビリテーション等サービスの提供に対する苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 本事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション等サービスの提供に関し、介護保険法第 23 条規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、通所リハビリテーション等サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、利用者に対する通所リハビリテーション等サービスの提供に関して国民健康保険

団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条 通所リハビリテーション等を含む葵の森デイケアセンターとその他の事業の経理、会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 41 条 利用者に対する通所リハビリテーション等の計画、提供に関する記録、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。又、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 42 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得る。
- 3 本事業所は、通所リハビリテーション等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間をあらかじめ確かめるものとする。
- 4 本事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、本事業を提供するように努めるものとする。
- 5 通所リハビリテーション等を提供した際には、当該通所リハビリテーション等の提供日、内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。
- 6 通所計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わない。又、居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しない。
- 7 通所リハビリテーション等の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定通所リハビリテーション等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- 8 本事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 9 通所リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人敬と本事業所の管理者との協議に基づいて

定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より改正施行する。

この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日より改正施行する。

この運営規定は、平成 31 年 4 月 1 日より改正施行する。

この運営規定は、令和元年 12 月 16 日より改正施行する。

この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より改正施行する。

この運営規定は、令和 3 年 7 月 1 日より改正施行するが、4 月 1 日に遡って適応する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日より改正施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。

この規定は、令和 5 年 5 月 1 日より改正施行する。